

うるま市教育委員会告示第16号

勝連城跡保存活用計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年8月14日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

勝連城跡保存活用計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第129条の2の規定に基づき、学識経験者等の意見を聴取し、国指定史跡勝連城跡の保存及び活用に関する計画となる勝連城跡保存活用計画を策定するため、勝連城跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勝連城跡保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から勝連城跡保存活用計画が策定される日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合の補欠委員の任期は、委嘱の日から勝連城跡保存活用計画が策定される日までとする。

(委員会の会議の特例)

第7条 委員長が必要と認めたときは、書面又はW e b 端末を用いたオンライン会議による会議に代えることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会社会教育部文化財課に置き、事務を処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月16日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に行われる委員会は、教育長が招集する。